

ナガレスタジオ「流政之美術館」を博物館登録しました

平成 31 年 2 月 26 日に、公益財団法人流財団からナガレスタジオ「流政之美術館」の博物館登録の申請があり、3 月 26 日に開催された教育委員会 3 月定例会において、博物館法第 12 条の登録要件を備えていると認められましたので、博物館登録原簿に登録しました。

1 博物館概要

- | | |
|---------|---|
| ①名称・所在地 | ナガレスタジオ「流政之美術館」
香川県高松市庵治町 3 1 8 3 - 1 |
| ②設置者 | 公益財団法人流財団 |
| ③資料数 | 彫刻作品：約 379 点、図書・文献：約 1500 点 等 |
| ④職員 | 館長外 4 人（内学芸員 2 人） |
| ⑤建物及び土地 | 敷地面積：19,503.02 m ²
建築面積：351.6 m ²
(美術館関係部分のみ) |
| ⑥開館 | 開館日：毎週火, 木, 土曜日 予約制 |

2 登録要件の審査

登録要件（博物館法第 12 条 1 号～4 号）

- ①必要な博物館資料があること
- ②必要な学芸員その他の職員を有すること
- ③必要な建物及び土地があること
- ④1 年を通じて 150 日以上開館すること

以上の登録要件を、全て備えていると認められた。

3 登録日 平成 31 年 3 月 26 日（火曜日）